

様式第4号（第2条関係）

公園占用許可申請書		
		年 月 日
羽曳野市長様		
申請者 住所		
氏名		印
生年月日		
職業		
連絡先		
1. 公園名	2. 場所	3. 面積 <span style="float: right;">㎡</span>
4. 公園施設の種類、数量及び構造		
5. 占用の目的		
6. 占用の期間		
7. 占用物件の管理方法		
8. 工事の実施方法		
9. 工事の着手及び完了の時期		
10. 原状回復の方法		
11. 備考		

- (注) 1 申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名、生年月日、事務所の所在地並びに事業の内容を記入してください。
- 2 添付書類として、位置図及び配置図を添えてください。
- 3 暴力団の利益になる占用は許可しません。また、占用許可後に暴力団の利益になる占用であることが判明したときは、占用許可の取消等を行います。  
上記理由を確認するため必要がある場合には、条例に基づき所轄の警察署に照会することがあります。

上記の申請を（ 許可・不許可と ）する。	
年 月 日	
羽曳野市長	
1. 使用料	2. 許可番号
3. 遵守事項 裏面のとおり	
4. 不許可の理由	

(教示) この処分に不服がある場合は、羽曳野市長に対し異議申立てをすることができます。  
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。

## 遵 守 事 項

- 1 都市公園法、都市公園法施行令、羽曳野市公園条例及び羽曳野市公園条例施行規則の規定を遵守すること。
- 2 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 3 許可を受けたものが第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 許可を受けた者が公園を荒廃し、又はき損したときは、その賠償の責を負うこと。
- 5 許可を受けた者が公園の施設の使用を終了したときは、自己の費用をもって許可に係る施設を原状に復し、許可期間の満了と同時にこれを返還すること。
- 6 同じ公園において同種の申請が他にある場合は、当該申請者間において協議を行い、解決を図ること。
- 7 付近住民に迷惑をかけないこと。
- 8 自己が設置又は管理をする公園施設又は占有物件の維持管理等については、自己の責任において行うこと。
- 9 公園内に公園施設又は専用物件を設置した者は、公園の改修工事その他公益上やむを得ない必要があるときで市長が命ずる場合は、自己の費用をもって直ちに当該施設等に移設するなどの措置を執ること。
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる占有はしないこと。